

令和3年度第1回ギャンブル等依存症専門会議 議事録

1 会議日時及び場所

日時 令和3年8月25日（水）午後4時から午後5時30分

場所 埼玉会館2階東西会議室

2 出席者（敬称略）

【有識者】

丸木 雄一 一般社団法人埼玉県医師会 常任理事
岡崎 直人 日本福祉教育専門学校精神保健福祉士養成学科 学科長
児玉 美智 ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部

【司法】

里見 有功 さいたま保護観察所 統括保護観察官
小林 哲彦 埼玉弁護士会 弁護士
古久根 章典 埼玉司法書士会 司法書士

【医療機関】

山縣 正雄 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター 主査

【関係事業】

久保田 耕平 川口市公営競技事務所 副主幹
畠山 忠士 戸田競艇企業団 課長
上野 結里 総務部県営競技事務所 主事
紙屋 修三 埼玉県遊技業協同組合 専務理事

【政令市】

塚本 明宏 さいたま市健康増進課 課長
(代理出席：加藤 拓也 さいたま市健康増進課 主事)
辻村 佳久 さいたま市こころの健康センター 所長
(代理出席：吉松 晃子 さいたま市こころの健康センター 所長補佐)

【関係各課】

濱田 彰子 福祉部精神保健福祉センター 主幹
遠藤 浩正 保健医療部本庄保健所 所長 (保健所長会選出)
遠井 学 教育局保健体育課 主任指導主事
咲間 悟 教育局保健体育課 指導主事
鈴木 浩太郎 埼玉県警察本部生活安全総務課 課長補佐
小松 克弘 埼玉県警察本部保安課 課長補佐
乃美 俊洋 埼玉県警察本部保安課 課長補佐

【議長】

小松原 誠 保健医療部 副部長

【副議長】

高橋 司 保健医療部参事兼疾病対策課 課長

【事務局】

根岸 佐智子 保健医療部副参事兼疾病対策課 副課長
鹿島 まゆみ 保健医療部疾病対策課 主幹
大竹 智英 保健医療部疾病対策課 主査
田畑 絵理奈 保健医療部疾病対策課 主事

3 議事

- (1) 埼玉県依存症対策推進計画におけるギャンブル等依存症対策（案）について
- (2) 埼玉県依存症対策推進計画（案）について
- (3) 埼玉県依存症対策推進会議について

埼玉県ギャンブル等依存症専門会議設置要綱第4条第2項に基づき、高橋参事兼疾病対策課長が議長となり、以降の議事を進行する。

議事（1）埼玉県依存症対策推進計画におけるギャンブル等依存症対策（案）について 議長）

議事（1）埼玉県依存症対策推進計画におけるギャンブル等依存症対策（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局）

議事（1）埼玉県依存症対策推進計画におけるギャンブル等依存症対策（案）について、資料に基づき説明。

議長）

ただいまの事務局からの説明について、御意見等はありませんか。

児玉委員）

資料1-1の10ページ「民間団体の活動について」に、自助グループと民間団体の表がありますが、当事者向けのGA、家族向けのギャマノンがいわゆる自助グループというくくりです。一方、全国ギャンブル依存症家族の会埼玉とギャンブル依存症問題を考える会がいわゆる民間団体で、役割、構成メンバーや活動が少し違います。

計画に記載されている説明だと、その差がわかりにくいところがあるので、ギャンブル依存症の主な民間団体、自助グループと、家族の会、考える会を簡単にまとめたものがあるので後で内容を確認いただけたらと思います。

事務局）

児玉委員の資料から修正させていただくという形で検討したいと思います。

議長)

他に意見等がありますか。

遠藤所長)

今、民間団体の話がありましたが、ぜひ連携していければと思います。

3点ほど質問をさせていただきます。まず、資料1-1の16ページに「身近な地域において、ギャンブル等依存症の治療を受けることが可能であり」と記載がありますが、現在は埼玉県立精神医療センターと済生会鴻巣病院がギャンブル等依存症の専門医療機関になっているようです。「身近な」となると、県の中央部だけではなく、各地域にそういった医療機関があると現場としては大変助かります。医療圏ごとは難しいかもしれませんが、東西南北に協力医療機関を置くことや、準拠点的な病院を置かれるなど、医療機関の今後の展開について、現時点での見通しを教えてくださいたいです。

2点目です。各公営競技事業所が取組をさせていただいているということがわかりました。わたしの友人が競馬をやるのですが、だいたいネットで購入をしています。現場のATMでお金を降ろすことがあまりないのだと思いますし、購入の形態が多様になってきていると思います。今後こうした傾向のなかで、どのような対策を考えているのか、御質問します。

3点目は、保健所に対する要望を教えてくださいたいです。資料1-1の15ページにあるように、主に相談体制が保健所の役割になると思います。具体的に保健所に果たしてほしい役割を御指導いただければありがたいと思います。

事務局)

まず1点目について、ギャンブル等依存症に関する専門医療機関は埼玉県立精神医療センターと済生会鴻巣病院だけであり、今後増やしていかなければならないと考えています。ただ、何に関して1か所かなど具体的に詰めきれてはいません。疾病対策課は県内の精神科病院を年に1回実地指導等で回らせていただいています。その際に各医療機関に、依存等に対しての取組や、やっていただけないかというお話はさせていただいています。なかなか広まらない現状はありますが、取り組んでいるところです。

2点目の場外の対策ですが、各事業所での取組が大切だと思っております。県で直接できることとしては、街頭キャンペーンで啓発のティッシュやリーフレット等の啓発グッズを配布することなどが想定されますが、やはり関係事業所と一緒に進めていくことが、必要と考えています。

3点目の保健所での役割についてです。身近な相談先として、相談を受けられる市町村、受けられない市町村があるという現状ですが、地域の相談先としては、保健所で対応いただけたらありがたいと思います。どこまで、ということは難しいところもありますが、御本人がどういった状況で、どういったことを望んでいるかに応じた対応が必要となると思います。依存問題が生じているから必ずしも医療機関に繋ぐ必要があるとも限りません。相談者の置かれている状況、どういうことを求めているのかをアセスメントいただいて、精神保健福祉センターに繋ぐことや、状況によっては医療機関に繋いでいただく、あとは民間団体等に繋いでいただく、ということで御対応いただきたいです。

議長)

保健所の役割としては、依存症の性質は同じですので、ギャンブル等に関係なく気を負わずに専門

的な観点から対応していただければと思います。

2点目の御指摘の場外での対応ですが、関係事業者のほうから何かありますか。

久保田委員)

場外車券場等の対応につきましては、業界全体として場外発売場所において本人の申出で相談を受けられるような体制を作り対策しております。それぞれ場外車券所の関係事業者さんもいらっしゃいますので、その方々の御理解を得ての施策です。

議長)

相談体制をとっていただいているということで、非常に心強いです。他にありますか。

岡崎委員)

資料1-1の2ページからの関係事業所の統計では、令和2年度の統計が出ていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、ネットでの参加者、売り上げが大きくなっているという傾向があるのかをお聞きしたいです。

2点目は、資料1-1の1ページ目の「ギャンブル等依存症の取り巻く状況について」の、「てにをは」の話ですが、ギャンブル等依存症「を」取り巻く状況についてではないでしょうか。依存症「の」取り巻く状況というのは違和感があります。取り巻くという言葉がつくと、ギャンブル等依存症が何か取り巻いているというのではなくて、ギャンブル等依存症が取り巻かれている、ととらえられます。ギャンブル等依存症を取り巻く状況という方が言葉としてしっくりくるので、その点が気になりました。

3点目は、資料1-1の16ページの目標3に、県民が身近な地域において治療が可能と書いてありますが、14ページの相談の方には「身近なところで」という言葉がありません。相談も身近なところのできる方が良いと思いますので、この文言を揃えると良いと思います。むしろ相談の方が身近なところで、治療はもう少し遠くに行っても、というのが実際の地域の体制としてはふさわしいと思います。

事務局)

1点目の関係事業所の統計に関してですが、インターネットの影響と伺っておりますが、事業所さんからお話をいただけたらありがたいと思います。

久保田委員)

昨今、インターネット投票というのは非常に伸びているのが現実です。新型コロナウイルス感染症の関係で、無観客で開催をしている状況もあり、会場に来ていたお客様がインターネットにシフトするという状況が顕著になっていると思います。売上としてはインターネットを無視できない状況になってきます。今までも、のめりこまないようにという啓発をやっているところですが、今後は依存症計画に則り、より踏み込んだ対策をしていく状況になると考えております。

議長)

ありがとうございます。県営競技事務所からは何かありますか。

上野主事)

大宮・西武園競輪でもインターネットの売り上げは伸びています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は入場者数が減り、売上自体は減少しているのですが、インターネットの売上が伸びております。業界としても、インターネットでの対策は重要視しておりまして、今まで本人及び家族からのアクセス制限を実施していたところですが、今後は購入金額の上限設定など、もう少し踏み込んだ対策が進んでいくものと思っています。

議長)

関係事業所の自主的な対策というのは強い推進力になりますので、ぜひ意識していただきたいと思っています。他にいかがでしょうか。

島山委員)

戸田ボートレース場では、感染対策を実施しながら、場外発売を実施しています。人数制限は、5000人以内とし実施しています。今の売上状況については、電話投票がメインとなっております。場内も開けていますが、場内では集客を伴うイベント等は一切やっていない状態です。また、バスにつきましても、3駅からバスが出ているのですが、現在は1駅からの運行のみ対応しているところです。電話投票の対策につきましては、戸田ボートレース場ではなく中央団体でやっておりますので、なかなか戸田ボートレース場で対応できないところはございますが、今回の会議で出たものは中央団体に話をしていきたいと考えています。

議長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

<質疑なし>

議長)

ほかに計画全体を通して、御質問や御意見はありますか。

事務局)

先ほど岡崎委員から御指摘いただいた点が2つありました。「ギャンブル等依存症の取り巻く」という文言については、御指摘のとおり「ギャンブル等依存症を取り巻く」と修正いたします。

あと1点、治療だけでなく相談も身近なところで行えるような記載をすると良いと御指摘をいただきました。おっしゃるとおりで、まず相談からスタートしていくということになると思います。相談も医療と同じような文言に揃えられるよう、検討させていただければと思います。ありがとうございました。

議長)

ほかにいかがでしょうか。

児玉委員)

資料1-1の8ページに、精神保健福祉センターやさいたま市こころの健康センターに、令和2年度で584件の相談があったとありますが、本人からの相談と家族からの相談の内訳がわかれば教えていただきたいです。ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部は家族支援に力を入れていて、当事者が問題を認めていなくても、家族が借金、横領、失踪したなど、そういう相談で繋がる方がとても多いです。精神保健福祉センターやこころの健康センターに連絡した方が、自助グループ、考える会や家族の会に繋がるような連携を強化していけたら良いと思います。

また、基本方針Vで民間団体の活動についての周知及び支援、基本施策22で「民間団体が出席する会議等を通じた連携強化」とあります。家族には家族の解決策があるということを知り、希望をもっていき、それが当事者を変えることに繋がることがあります。いつまでも家族の会が支援される立場ではなく、なかなか医療に繋がることができず、また、行政の窓口には繋がれない方たちをカバーする働きもしていきますので、ぜひ民間団体と行政や医療や各機関との連携を強化していただけたらありがたいです。

事務局)

ありがとうございます。まず資料1-1の8ページにある相談件数に関してですが、相談者の内訳については数字を把握できていません。確かに誰からの相談かというところは、依存症問題に関しては非常に重要であると思います。今回の会議では間に合いませんでしたが、相談者の内訳に関して数字を把握することを検討したいと思います。

民間団体との連携については、心強いお言葉をいただきありがとうございます。お互いできることをやっていくよう、取り組んでまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

議長)

ギャンブル依存症問題を考える会の活動について、計画に具体的に書くことは可能ですか。実態をお伺いし、家族への活動について一緒に取り組んでいくよう計画の中に書き込むのはいかがでしょうか。

事務局)

そのように考えさせていただければと思います。

議長)

よろしくお伺いいたします。

家族と本人の相談内訳が把握できていないということでしたが、現場でもこれは把握できていないでしょうか。精神保健福祉センターのほうでは把握していますか。

濱田主幹)

はっきりした数はわかりません。ただ、感覚的には御本人の登場も他の依存症と比べると比較的多いという印象があります。

御家族からファーストコンタクトがあるのですが、実際お越しいただくと御本人もお越しになっているということもありますので、その場合は御本人を中心に相談・支援を進めます。御家族がお越しになった際は、御家族の支援が最初になるので、御本人へのアプローチと併せて、関係団体や自助グループを御案内するなど、整理しながら同時並行でやっている状況です。ファーストコンタクトについては圧倒的に御家族が多い状況に違いはないと思います。

議長)

ありがとうございました。他の依存症に比べると相談への本人のアプローチが多いという印象だということです。さいたま市こころの健康センターはどうでしょうか。

代理：吉松委員)

埼玉県と一緒に、内訳がすぐわかるものはありませんが、ほかの依存症に比べて御本人が登場することが多いと思っています。

家族会との連携の部分については、教室を行う際に御参加いただきお話をいただくことや、研修で相談機関の職員に民間団体等の存在をお伝えし、知っていただくようにしています。引き続き連携を進めていければと思います。

議長)

ありがとうございました。他になにかございますか。

<質疑なし>

議事（２）埼玉県依存症対策推進計画（案）について

議長)

それでは次の議題「埼玉県依存症対策推進計画（案）について」の説明を事務局からお願いします。

事務局)

議事（２）埼玉県依存症対策推進計画（案）について、資料に基づき説明。

議長)

ただいまの事務局説明について、御意見等ありますか。

岡崎委員)

ゲートウェイドラッグに関して、最近の動向では大麻が増えてきておりますが、ここには大麻のことが掲げられていません。ほかの危険ドラッグ、シンナーや処方薬などのゲートウェイドラッグは今取り上げなくても良いと思うのですが、大麻に関してはここに含んで言及していく方が、最近の傾向

もあり、よろしいと考えました。

2点目はネットやゲームの問題も出てきており、すぐにとということではないのですが、ゲームの業界団体なども、会議に参加していただいても良いのかなと思います。

議長)

ありがとうございました。これについては私の方からお答えさせていただきます。

大麻については、薬物乱用防止計画でしっかり計画を立てており、そちらのほうに委ねようかと思っていたのですが、大麻は今かなり若者の間で蔓延してきているので、御指摘のとおりここに記載いたします。

ゲームについては、まだICD-11に正式に採用されていませんので、正式に収載されてからと考えております。

岡崎委員)

ありがとうございます。

議長)

他にありますか。

<質疑なし>

議事（3）埼玉県依存症対策推進会議について

議長)

それでは、議事（3）埼玉県依存症対策推進会議について、事務局から説明をお願いします。

事務局)

議事（3）埼玉県依存症対策推進会議について、資料に基づき説明。

議長)

ただいまの事務局説明について、御意見等ありますか。

<質疑なし>

議長)

それでは次第4その他について、事務局から何かありますか。

事務局)

資料4について、事務局から説明。

議長)

ただいまの説明について何か御質問はありますか。また、全体を通しての意見等がありますか。

丸木委員)

令和4年度からは、ギャンブル等とアルコール健康障害の専門会議はなくなるのですか。

事務局)

御質問ありがとうございます。ギャンブル等とアルコール健康障害の専門会議は続ける予定です。

議長)

計画の進捗状況の確認などもありますので、先生方には各専門会議でも御意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

紙屋委員いかがでしょうか。なにかございますか。

紙屋委員)

特にありません。計画に事業所の取組も掲載されているますので、この通り進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長)

ありがとうございます。里見委員なにかありますか。

里見委員)

保護観察所の取組は先日提出させていただいたとおりに進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。特にその他意見等はありません。

議長)

ありがとうございます。小林委員なにかありますか。

小林委員)

教育の面で、平成30年3月公示の新高等学校学習指導要領の保健体育課の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、その中でギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げることになり、令和4年度入学生より年次進行で実施される、と書かれております。ギャンブル等依存症になった人に対する対処、その方の社会復帰を支援することも大切ですが、ギャンブル等依存症を予防することに力を入れなければいけないと思っておりますので、すごく望ましいことだと思ひました。

ただ、具体的にどういふカリキュラムの中で実施されるのか、各学校でどのように教えていけるか、ということをお疾病対策課や保健体育課で確認し、各学校でしっかりカリキュラムの中に取り入れられ、生徒や先生に教育をする、というところまで見届ける必要があると思ひました。計画の文言に盛り込むということも大切ですが、実際に現場でどう行われているかということのフィードバックを受け、助言するということも必要と思ひました。

議長)

貴重なご意見ありがとうございます。保健体育課から何かありますか。

咲間委員)

高等学校の学習指導要領において、健康教育に関わる内容の1つとして精神疾患を取り上げる内容になっています。ギャンブル等依存症については、大々的に取り上げるというよりむしろ触れる内容として、様々な精神疾患のうち、嗜癖に関わる内容を授業で触れることとなります。新たに盛り込まれた内容ですので、実際に保健体育の授業を行う教員を対象とした研修会などで、予防教育の観点の健康教育として、ギャンブル等依存症対策に関わる部分もしっかり周知していきたいと思います。実際に授業で教えるのは各学校の保健体育科の教員ですので、どのような指導ができるのかを把握、確認することは難しいところではありますが、その重要性についてはきちんと周知していきたいと思います。

議長)

ありがとうございます。古久根委員いかがでしょうか。

古久根委員)

やはり多重債務に関する相談が、ギャンブル等依存症の方々の相談では具体的にあるのかなというふうに考えています。

また、今お話もありましたように教育の現場で多重債務等についてのお話をさせていただく機会もありますので、何か御協力できればいいなと思いながら聞いておりました。

議長)

ありがとうございます。ギャンブル等依存症ならではの多重債務という問題もあるかと思います。今後ともよろしく願いいたします。

他に全体を通してなにかありますか。

<質疑なし>

議長)

よろしいでしょうか。それでは会議を終了させていただきたいと存じます。議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。